

登記手続案内をご利用の皆様へ



ご自宅等で案内を受けられます

法務局へお越しにならなくてもご自宅等で電話での案内が受けられます。 ※予約いただいた時間に法務局担当者からお電話いたします。



完全予約制

ご利用に当たっては事前の予約が必要となります。
まずは電話でのご予約をお願いします。



ご利用は 20分以内

1回のご利用は20分以内です。
20分を過ぎると、次の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。



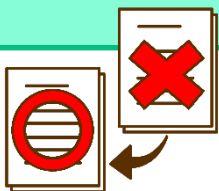
申請書の見本を 参考に説明します

代表的な登記申請書類の様式は、法務局ホームページに掲載していますので、可能な方はあらかじめダウンロードの上、内容のご確認をお願いします。



ご自身で作成 してください

申請書様式や添付書類など必要な手続について説明いたします。
書類の作成はご自身でお願いします。



事前の審査ではありません

申請前の書類に不備がないか事前に審査することはできません。
申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。
手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。
ご理解のほどをお願いします。

多くの方にご利用いただけるよう努めています。
皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



奈良地方法務局

1

登記手続案内では、不動産の登記申請（住宅ローン等の完済、転居等による住所変更、相続、建物の取壊しなど）や商業・法人の登記申請（会社・法人の設立、役員変更など）について、申請書類の作成や、必要な書類等の一般的な説明を行います。



登記手続案内は**事前予約制**です。予約がないとご利用いただけません。
予約受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

予約申込み連絡先

2

奈良地方法務局	☎0742-23-5230 (音声ガイダンス⑥)	〒630-8301 奈良市高畑町552
葛城支局	☎0745-52-4950	〒635-0096 大和高田市西町1-63
桜井支局	☎0744-42-2896	〒633-0062 桜井市大字粟殿461-2
五條支局	☎0747-22-2484	〒637-0043 五條市新町三丁目3-2
橿原出張所	☎0744-22-3045	〒634-0078 橿原市八木町一丁目6-12

★会社・法人に関する手続案内は、奈良地方法務局でのみ行っております。

3

登記手続案内をご利用することができる時間は、平日の午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時です。（支局・出張所によって、利用時間が若干異なります。詳しくはお問合せください。）



申請書の様式は**事前にご確認**をお願いします。

様式のダウンロードはこちらから（窓口にも備え付けています。）

不動産登記 <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>

商業・法人登記 <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>

不動産登記



商業・法人登記



5

あらかじめ、現在の登記内容が分かるもの（登記事項証明書・登記事項要約書）と、お手元にある関係書類をご用意いただくと、説明がスムーズに進みます。

ご自身での申請書の作成が難しい、時間がないという方は、こちらに御相談ください。

奈良県司法書士会

☎0742-22-6677

<https://www.narashihou.or.jp/>



奈良県土地家屋調査士会

☎0742-22-5619

<http://www.nara-chousashikai.or.jp/>



※ 奈良県司法書士会では無料相談を定期的実施しています。
詳しくは奈良県司法書士会へお問い合わせください。

6

奈良地方法務局



不動産登記推進
「トウキツネ」